

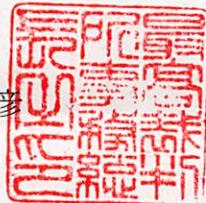
最高裁秘書第389号

平成30年2月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

1月16日付け（同月18日受付、最高裁秘書第210号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「司法修習生採用選考申込み（考試再受験希望者）について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

司法修習生採用選考申込み（考試再受験希望者）について

最高裁判所事務総局人事局

かつて司法修習生であった者が、考試を再度受験するために司法修習生に再採用されることを希望する場合は、司法研修所を経由して最高裁判所に採用選考の申込みを行ってください。

なお、申込受付期間等は下記のとおりですので、注意してください。

選考は、司法修習生採用選考審査基準に基づいて行います。書面審査の結果、必要があると認めた場合は面接等を実施することがあります（日程等は追って通知します。）。

記

1 申込受付期間：平成30年8月24日（金）から9月7日（金）まで（9月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。なお、申込受付期間を遵守しなかった場合は、不採用となる。）

2 採用発令日：考試1日目（平成30年11月中旬の予定）

3 提出書類等

①受験歴申告書（本書面に同封）

②その他は、平成30年度司法修習生採用選考申込書類に同じ。

ただし、以下の書類については、再受験希望者は提出を省略することができます。

・司法試験合格証書のコピー

・成績証明書

・健康診断票

再採用に必要となる提出書類及び申込方法等については、平成30年7月上旬に最高裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/saikosai/>）に掲載予定です。

※ 兼業許可申請を行う場合は、申請書を提出書類等と同時に提出してください。

4 提出先：司法研修所事務局企画第二課調査係

〒351-0194 埼玉県和光市南2-3-8

[] (直通)

問い合わせ先

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係 03-3264-8111（内線 []）

問い合わせへの対応 9:00～12:00, 13:00～17:30（土日祝日を除く。）